





平成14年公布の アルミに関する 国土交通省告示(建築基準法)について

概要

平成14年公布のアルミに関する
国土交通省告示に適合させた建築基準法に対応した
カーポート・駐輪場・ガレージです。

1

**アルミが建築物の構造材として
認められるようになりました。**

平成12年に改正された建築基準法において、アルミニウムが建築物の構造材として認められました。

2

**アルミに関する告示が
公布されました。**

平成14年5月に公布された国土交通省の告示において、アルミニウム合金造の建築物に関する安全上必要な技術基準が定められました。本カタログに掲載されているカーポート・駐輪場・ガレージはこの基準をクリアした商品です。また、建築基準法においてアルミニウム合金造が認可されました。

※国土交通省 告示410号(607号)
アルミニウム構造材の原則的な仕様規定を定めたものです。

3

**建築確認申請が
可能になりました。**

これまでアルミニウムが構造材として認められておらず、経済産業省 JIS A 6604 金属製簡易車庫用構成材や全国エクステリア工業会基準で生産されていたカーポートですが、強度・構造の点で建築基準法に適合していれば建築確認申請に対応できるようになりました。

※建築基準法では構造・強度などの他に建ぺい率・容積率・防火・高さ制限など地域によって法的制限が存在します。構造・強度上以外の条件については所轄窓口にご相談ください。